

第4章 関係法令の整理

第1節 関係法令の流れ

ごみの処理・処分などに関する法令等は、表のとおりである。昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が公布され、現在に至っていたが、平成4年、9年に大幅な改正が行われた。また、循環型社会が求められていく中で、ごみの種類に応じた法律が制定され、平成13年4月には多くの法律が施行された。また、ダイオキシンについても、ダイオキシン類特別対策措置法などが制定され、多くの対策が行われている。

第2節 ごみ処理・リサイクルに関する法律の概要

ごみの処理・リサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法などが挙げられる。それぞれの法律の関係は、図に示すようになっている。これを見ると、環境基本法、循環型社会形成推進基本法の枠組みをもとに、一般的な仕組みを廃棄物処理法と資源有効利用促進法で定めている。また、さらに個別分野ごとに法律が整備されてきている。本項では、一般廃棄物と関わりのある法律について述べる。

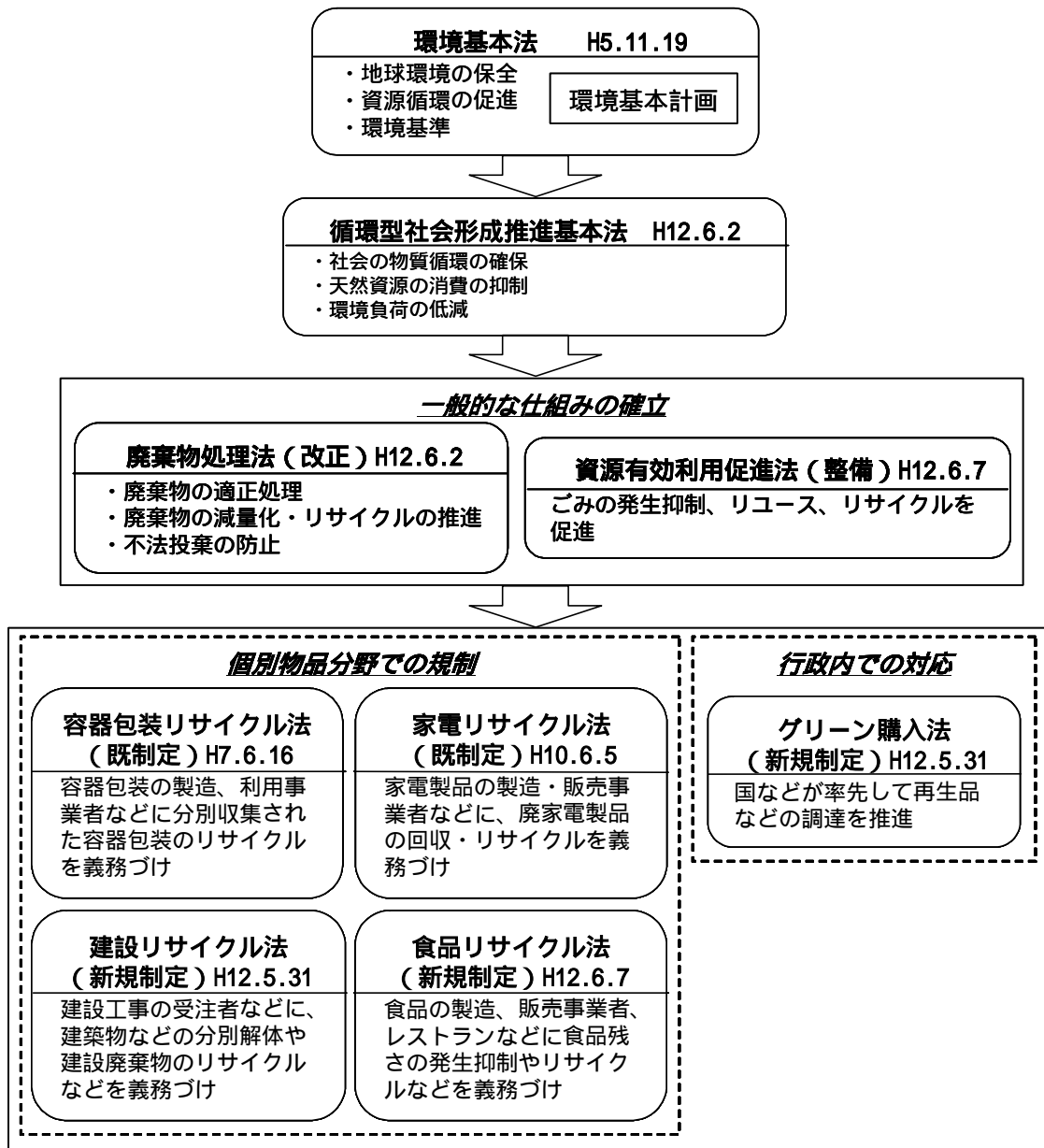


図 4-2-1 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律の関係

1. 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、ごみ・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立すること、また、個別のごみ・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図ることを目的とする。

循環型社会形成推進基本法の概要

(1) 「循環型社会」とは

- ・「循環型社会」 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
- ・「廃棄物等」 有価・無価を問わず法の対象となるもの
- ・「循環資源」 廃棄物等のうち有用なもの

(2) ごみ処理やリサイクルへの取り組みの優先順位（下図参照）

発生抑制(Reduce) 再使用(reuse) 再生利用(recycle) 熱回収 適正処分

(3) 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

特に事業者・国民に対する「排出者責任」と生産者への「拡大生産者責任」について明記。

- ・「排出者責任」ごみを捨てる人が捨てようとするごみのリサイクルや処分に責任を持つこと
- ・「生産者責任」物を作る人や販売する人がそのものがごみになった後まで一定の責任を負うこと

(4) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府が策定する。この基本計画は、中央環境審議会からの原案を基に、国民の意見も取り入れながら行い、5年ごとに見直しが行われる。

(5) 循環型社会の形成のための国の施策

- ・廃棄物等の発生抑制のための措置
- ・「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- ・「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
- ・再生品の使用の促進
- ・環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置

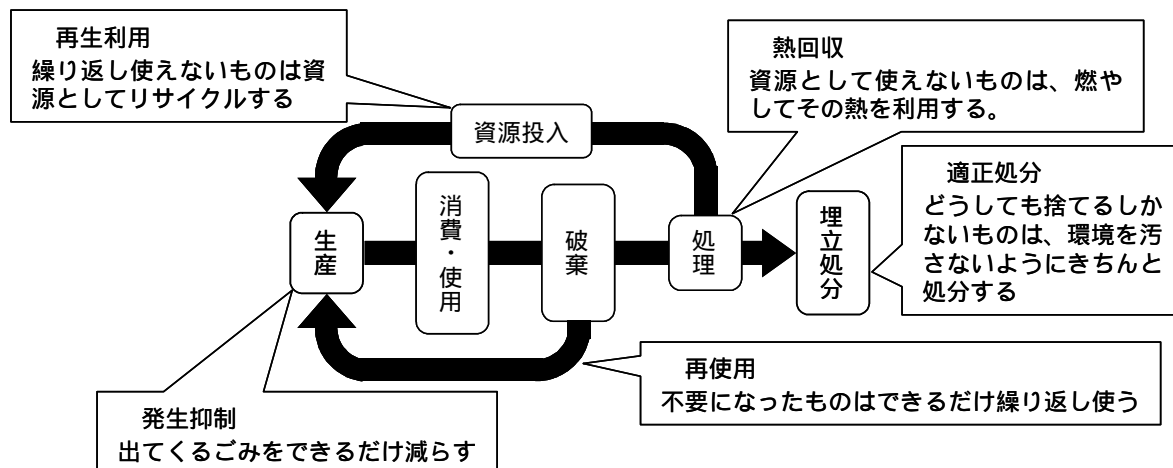


図 4-2-2 循環型社会形成推進基本法の概要

2. 廃棄物処理法の改正（正式名称「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律」）

平成9年の廃棄物処理法の改正の問題点を踏まえて、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止することを目的として制定された。平成13年4月1日より完全施行された。

改正の中心は産業廃棄物に関わるものであるが、廃棄物の焼却の規制についても明記されている。廃棄物の焼却の規制に関する詳細について、表に示す。

表 4-2-1 平成9年の廃棄物処理法改正の問題点

目的	対策	問題点
「住民同意」の問題の解決	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置についての許可手続きを明確化（生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村の意見の聴取など） 「周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであること」を許可の要件に追加 	<ul style="list-style-type: none"> 住民同意を必要とする法運用はなお多くの都道府県で行われている 法改正により設置手続きが複雑化したこと ダイオキシン類の規制が強化されたこと 施設の許可件数が急激に減少（特に、産業廃棄物の焼却施設と最終処分場の許可件数が減少）
悪質な不法投棄等の不適正処分の増大のため	大幅な規制強化 <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物管理票制度の適用範囲を拡大 措置命令の対象を拡大 不法投棄の罰則を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄は一向に減少せず（投案件数は平成5年以降5倍近くに増加） 組織的に行われるなど不法投棄の悪質化、巧妙化している

住民同意...たとえ法律の許可要件を備えた施設であっても住民の同意が得られない限り、許可しない、または許可の申請を受け付けないとする都道府県の法運用のこと。

廃棄物処理法改正の概要

- (1) 国における基本方針の策定、都道府県による廃棄物処理計画の策定
 国は、廃棄物の減量・適正処理の施策を、総合的計画的に推進するための基本方針を定める。また、基本方針をもとに、都道府県はその計画を定める。
- (2) 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の作成義務化
- (3) 産業廃棄物処理における公共関与の推進
 - ・ 都道府県が産業廃棄物処理を、その事務として行うことができる。
 - ・ 廃棄物処理センターの要件緩和（指定業者の拡大、設置数の制限撤廃など）
- (4) 排出事業者の責任の強化
 - ・ マニフェストへの最終処分終了の記載の義務付け
 - ・ 最終処分の終了した旨を記載したマニフェストの写しの送付がないときに、排出事業者等に状況把握・適切な措置を義務付け
- (5) 産業廃棄物に関する許可の規制強化
- (6) 廃棄物の焼却の規制
- (7) 罰則の強化
 - ・ 排出事業者等に対する不法投棄の原状回復命令対象者の拡大
 - ・ 一般廃棄物・産業廃棄物にかかわらず5年以下の懲役・1000万円以下の罰金又はこの併科を上限とする罰則・罰金の強化

「原状回復命令」・・・産業廃棄物の不法投棄等が発生し、生活上の支障が生じる可能性があるような場合に、県知事は不法投棄を行った者や、適正な委託・管理等を行っていなかった排出事業者等に、その支障の除去や必要な費用を請求することができるもの。

< 廃棄物の焼却の規制対象外となるもの >

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
 - 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

< 罰則 >

この規定に違反して、廃棄物を焼却した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

図 4-2-3 廃棄物処理法改正の概要

3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための

基本的な方針（環境省告示第34号）

「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成13年5月7日に告示されたものである。

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の概要

(1) 廃棄物減量化の目標量

(単位：百万t/年)

	平成9年度 (基準年度)		平成17年度 (中間年度)		平成22年度 (目標年度)	
	量	(率)	量	(率)	量	(率)
排出量	53	-	51	-	49	(対H9で約5%減)
再生利用量	5.9	(11%)	10	(20%)	12	(24%)
中間処理による減量	35	(66%)	34	(67%)	31	(63%)
最終処分量	12	(23%)	7.7	(15%)	6.4	(13%)

再生利用率・・・・・・・・資源の分別回収等による資源化量を、ごみ排出量で除した値。
 中間処理による減量率・・・・ごみ排出量から資源化量と最終処分量を引いた値を、ごみ排出量で除した値。
 最終処分量・・・・・・・・最終処分量を、ごみ排出量で除した値。

- (2) 施策を推進するための国民、事業者、地方公共団体、国の役割の明確化
- (3) 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保
 - ・一般廃棄物の処理体制の確保
 - ・産業廃棄物の処理体制の確保
 - ・廃棄物の不適正処理の防止
- (4) 一般廃棄物処理施設の施設整備の目標
 - ・中間処理施設・・・・廃棄物の減量化の目標量を達成するための、焼却、脱水等に係る中間処理施設、再生にかかわる施設の整備
 - ・最終処分場・・・・地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保し、また、廃棄物の減量化を推進することで、最終処分場の延命化に努める。
- (5) 産業廃棄物処理施設の施設整備の目標
 - ・中間処理施設・・・・平成22年度において必要な処理能力を確保できるよう、中間処理施設の整備を推進する。
 - ・最終処分場・・・・平成22年度において、要最終処分量の5年度分程度を確保できるように整備する。
- (6) その他
 - ・処理業者に関する情報公開及び優良な処理業者の育成
 - ・優良な廃棄物処理施設への支援
 - ・地域住民に対する情報公開の促進
 - ・廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進

図 4-2-4 廃棄物減量化等目標の概要

4. 資源有効利用推進法（正式名称「資源の有効な利用の促進に関する法律」）

資源の有効利用、廃棄物の抑制、環境の保全を図るために、再生資源の有効利用を促進することを目的とする。なお、総合的な資源の有効利用対策を講じることとなるため、法律の名称も「再生資源利用促進法」から「資源有効利用促進法」と改められた。

<再生資源利用促進法との違い>

再生資源利用促進法：使用済み製品を原材料に戻して再利用する。（再資源化）

資源有効利用促進法：長期間使用できる製品を開発することで、ごみを減らし（リデュース）部品の再利用（リユース）促進を義務付ける。

それぞれの用語の定義については、表に示す。

資源有効利用促進法の概要

（1）関係者の責務

- ・事業者…発生抑制のための原材料の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用等
- ・消費者…製品の長期間使用、再生資源を用いた製品の利用、分別回収への協力等
- ・国…基本方針の策定、判断基準の策定、事業者に対する指導、助言等
- ・地方公共団体…地域の経済的社会的条件に応じた資源の有効利用

（2）対象廃棄物の拡大

7業種42品目を新たに指定し、現行の3業種30品目から10業種69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の概ね5割をカバー）へと対象業種・対象製品を拡充

（3）特定業種

「特定省資源業種」と「特定再利用業種」を定義。

（4）廃棄物の排出抑制（リデュース）

「指定省資源化製品」の省資源化・長寿命化、修理体制の充実による長寿命化、アップグレードによる長寿命化等

（5）部品等の再使用（リユース）

「指定再利用促進製品」の部品等の再使用が容易な設計、再使用のための部品の統一化、回収した部品等の製品製造・修理における再使用

（6）原材料としての再使用（リサイクル）

- ・「第1種指定製品」を「指定再資源化製品」、「第2種指定製品」を「指定表示製品」へ改称。
- ・「指定再資源化製品」に対し、使用済み製品の回収・再資源化の義務付け。「指定表示製品」に紙製容器包装とプラスチック製容器包装を追加。

（7）指定副産物対策

- ・副産物のリデュース…生産工程の合理化等による副産物の発生抑制を計画的に推進
 - ・副産物のリサイクル…副産物の原材料としての再利用を計画的に推進
- それぞれの用語の定義を表4-2-2に示す。

図 4-2-5 資源有効利用促進法の概要

表 4-2-2 資源有効利用促進法の用語の定義

用語	定義	例
特定省資源業種	副産物の発生抑制等が技術的及び経済的に可能であり、かつ、副産物の発生抑制等を行うことが資源及び再生資源の有効な利用を図る上で特に必要な業種。	製鉄業 紙製造業 化学工業製品製造業 自動車製造業 等
特定再利用業種	再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要な業種。	紙製造業 ガラス容器製造業 建設業 複写機製造業 等
指定省資源化製品	原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進、使用済物品等の発生抑制の促進が資源の有効な利用を図る上で特に必要な製品。	自動車、家電 金属製家具 石油・ガス機器 パソコン 等
指定再利用促進製品	再生資源又は再生部品としての利用促進が再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要な製品。	プリンタ、複写機 家電、自動車 等
指定再資源化製品	自主回収及びその自主回収がされたものの再資源化が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要な製品。	パソコン ニッカド電池 等
指定表示製品	再生資源として利用を目的として分別回収をするための表示をすることが再生資源の有効な利用を図る上で特に必要な製品。	スチール・アルミ缶 PETボトル、ニッカド電池 プラスチック製容器包装 紙製容器包装 等
指定副産物	エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であって、再生資源としての利用促進が再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの。	建設業電気業等の副産物

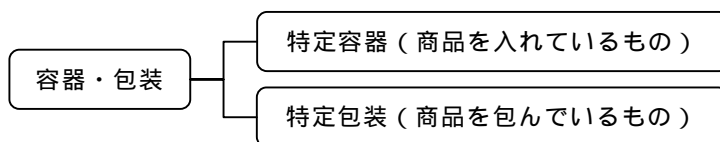
5. 容器包装リサイクル法（正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）

家庭ごみを中心とする一般廃棄物の中で、容器・包装廃棄物が占める割合は、容積比で6割、重量比で2割～3割に達している。ごみの減量化・リサイクルを推進していくにあたって、大きな比率を占める容器包装ごみの減量、再資源化を目的とする。

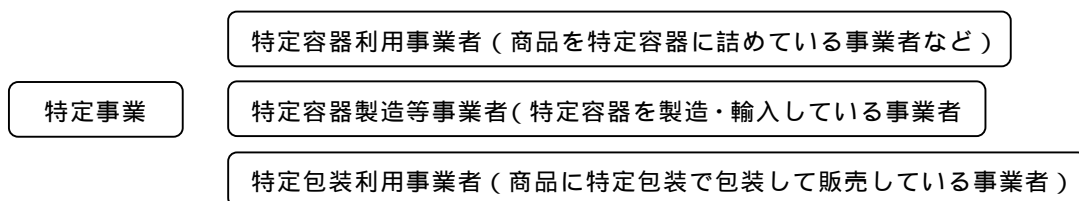
容器包装リサイクル法の概要

(1) 対象物

商品に付されたすべての容器・包装
 (ガラスびん(無色)・ガラスびん(茶色)・ガラスびん(その他)・PETボトル・その他のプラスチック・その他の紙については再商品化義務がある。有償で販売できるアルミ・スチール・紙パック・段ボールは再商品化義務の対象外。)

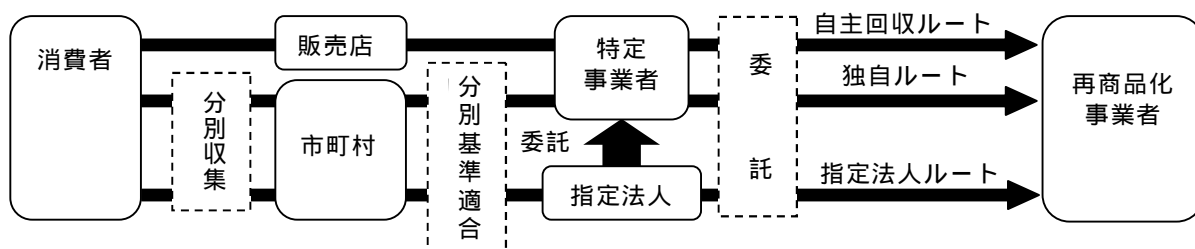


(2) 特定事業者



(3) 関係者の役割

消費者・・・分別排出、排出抑制
 市町村・・・分別収集、保管・管理(指定保管施設)
 特定事業者・・・再商品化義務、帳簿記載義務
 <再商品化履行方法>



(4) 識別表示の義務化

再商品化義務の有無にかかわらず、全ての容器包装について識別表示が義務化された。これは、資源有効利用促進法施行の平成13年4月1日からであるが、勧告・命令・罰則の規定は平成15年4月1日まで猶予期間となっている。

(5) 罰則

特定事業者に対し、再商品化義務違反・帳簿記載義務違反があった場合、20万円または50万円以下の罰金が課せられる。

図 4-2-6 容器包装リサイクル法の概要

6. 家電リサイクル法（正式名称「特定家庭用機器再商品化法」）

家電製品は、いったん廃棄されれば大部分が埋め立てられ、最終処分場のひっ迫要因となっている。また、金属・ガラスなどリサイクルが可能な素材を多く含んでいる。そのため、家電製品の小売業者、製造業者等による収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、それによって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

家電リサイクル法の概要

(1) 対象機器と再商品化基準

エアコン60%以上 テレビ55%以上 冷蔵庫50%以上 洗濯機50%以上

(2) 「再商品化等」の定義

「再商品化等」…再商品化及び熱回収のこと。リユースは含まれない。
 「再商品化」…廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、製品の部品又は原材料として利用する行為を製造業者及び輸入業者が自ら直接行うこと、又は、引き取る者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
 「熱回収」…分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに自ら利用すること、又は、利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

(3) 関係者の役割

消費者…適正な引渡し、料金（＝収集・運搬料金＋再商品化料金）の支払い
 小売業者…引替え時の引取り及び製造業者等への引渡し義務、マニフェストの保管義務
 市町村…対象機器の収集、製造業者へ度への引渡し
 製造業者・輸入業者…引取り場所の設置及び引取り義務、引き取った対象機器の再商品化義務
 ただし、引取り義務の対象となるのは、
 小売業者…自ら過去に小売り販売した対象機器、買い替えの際に引取りを求められた対象機器
 製造業者・輸入業者…自らが過去に製造・輸入した対象機器

(4) 指定法人の役割

対象機器の製造業者等への引渡し・再商品化等、再商品化等に関する調査並びに普及啓発

(5) 製造業者等及び小売業者への監督（罰則等）

製造業者等及び小売業者による業務履行を確保するため、引取り、再商品化等の義務に違反する場合の勧告・命令・罰則、報告徴収・立入検査等所要の監督を行う。



図 4-2-7 家電リサイクル法の概要

第3節 ダイオキシンに関する法律の概要

厚生省は、平成8年6月に「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」を設置し、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」を制定した。また、平成11年3月の「ダイオキシン対策推進基本方針」を受けて、平成12年1月15日に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行された。これは、新ガイドラインよりもより包括的なものとなっている。本項で説明する法律の関係については、図に示すとおりである。

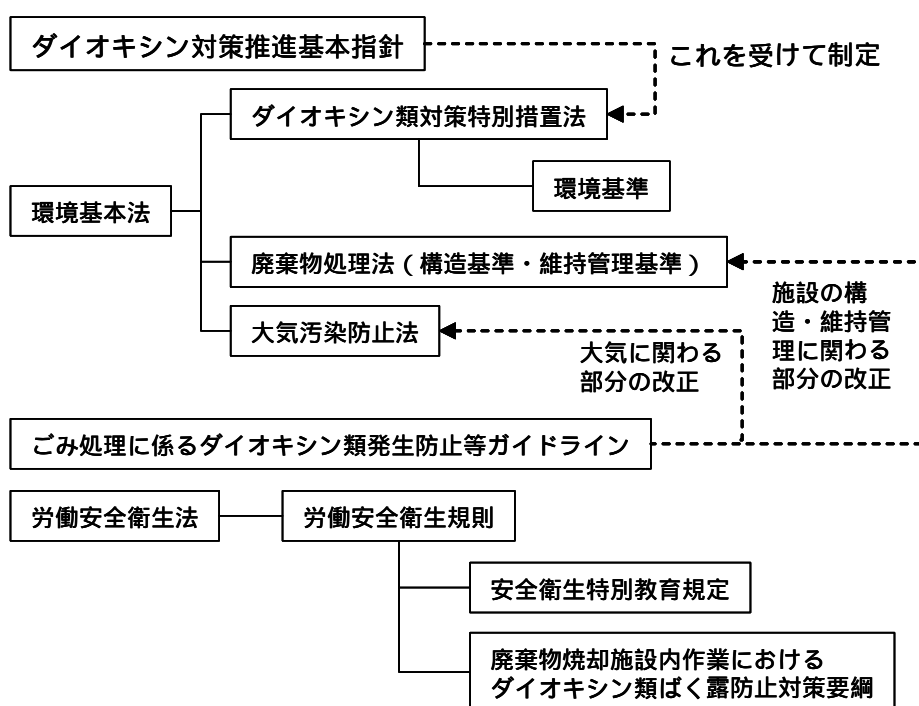


図 4-3-1 ダイオキシン類に関わる法律

1. ダイオキシン対策推進基本指針

< 基本的考え方 >

ダイオキシン問題は、将来にわたって、国民の健康を守り環境を保全するために、内閣を挙げて取組みを一層強化しなければならない課題である。そのため、平成11年3月、ダイオキシン対策推進関係閣僚会議において、基本指針を決定した。国は、本指針に従い、地方公共団体、事業者及び国民と連携して、後述する施策を強力に推進する。本指針及びこれに基づく対策の進捗状況については、1年以内に点検を行うとともに、必要に応じ対策を見直すこととし、4年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減することを目指している。

< 基本指針の施策 >

耐容1日摂取量（TDI）を始め各種基準等作り
ダイオキシン類の排出削減対策等の推進
ダイオキシン類に関する検査体制の整備
健康及び環境への影響の実態把握
調査研究及び技術開発の推進
廃棄物処理及びリサイクル対策の推進
国民への的確な情報提供と情報公開
国際貢献

2. ダイオキシン類対策特別措置法

< 法律の目的 >

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護することが必要であるため、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等、新たな枠組みを整備することを目的とする。

< 規制の概要 >

ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準

耐容一日摂取量（TDI：Tolerable Daily Intake）；4pg/kg-人

廃棄物焼却炉に係る排出ガスおよび排水に関する規制

廃棄物処理に係る施設について、次のとおり排出ガスおよび排水に関する規制が定められている。これにより、特定施設を新設する際の届出、排出基準、総量規制基準の遵守義務、排ガス、排水の測定義務などが課せられることとなった。また、都道府県知事は、環境基準達成が困難な大気総量規制地域（政令指定）について、総量削減計画を作成し、総量規制基準を設定しなければならない。この基準は、特に必要があれば都道府県が条例でより厳しい基準を定めることが可能である。

排ガスに関する規制

対象施設：廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m² 以上または、焼却能力 50kg/h 以上）

表 4-3-1 排ガス基準

燃焼室の 処理能力	新設施設の 排出基準 H12.1.15～	既設施設の排出基準		
		～H13.1.14	H13.1.15～ H14.11.30	H14.12.1～
4t/h以上	0.1ng/m ³	規定の適用を 猶予（従前の 規制を適用）	80ng/m ³	1ng/m ³
2～4t/h	1ng/m ³			5ng/m ³
2t/h未満	5ng/m ³			10ng/m ³

排水に関する規制

対象施設：廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設（汚水または廃液を排出するもの）

表 4-3-2 排水基準

新設施設の排出基準 (H12.1.15～)	既設施設の排出基準	
	～H15.1.14	H15.1.15～
10pg/L	50pg/L	10pg/L

廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の処理に関する規制

廃棄物焼却炉に係るばいじんなどの廃棄物について、次のとおりダイオキシン類の含有量基準を定めるとともに、この基準を超える廃棄物を特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物とし、焼却施設の設置者に対し、廃棄物処理法に基づく規制（処理基準及び保管基準の遵守、管理責任者の設置、都道府県知事への報告書の提出等）を適用することとした。

対象物：廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他の燃殻、排ガス洗浄施設汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの

表 4-3-3 焼却灰等の基準

新設施設の排出基準 (H12.1.15～)	既設施設の排出基準	
	～H14.11.30	H14.12.1～
3ng/g	基準の適用を猶予	3ng/g

廃棄物最終処分場における措置について

一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場に対し、周辺地下水中のダイオキシン類の濃度の測定及び地下水汚染時の措置を義務づけるとともに、当該最終処分場からの放流水について、特別措置法に基づくダイオキシン類の排水基準と同様の基準を適用することとした。

表 4-3-4 放流水の基準

新設施設の排出基準 (H12.1.15～)	既設施設の排出基準	
	～H13.1.14	H13.1.15～
10pg/L	基準の適用を猶予	10pg/L

3. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行と同時に、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められた。基準値は以下に示すとおりである。

表 4-3-5 大気・水質・土壌基準

媒体	基準値	対象地域の条件
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質	1pg-TEQ/L以下	公共用水域及び地下水について適用する。
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ-p-パラジリンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4. ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（「新ガイドライン」）

平成9年1月に制定され、厚生省が地方公共団体に対し、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策を指導することを目的としている。これによって廃棄物処理法の構造基準・維持管理基準も改正され、その基準は、ダイオキシン類対策特別措置法などにも反映されている。表に焼却施設に係る構造基準・維持管理基準を示す。

新ガイドラインの概要

(1) 既設焼却炉への緊急対策の推進

排出濃度が緊急対策の判断基準（80ng-TEQ/Nm³）を超える施設については、至急具体的な削減対策を実施することを推進している。しかし、平成14年12月からは、既設炉に対しても恒久対策が適用される。

(2) 新設、既設焼却炉への恒久対策の推進

- ・ 減量化、リサイクルの推進
- ・ 恒久対策の基準

		(ng-TEQ/Nm ³)	
炉の種類	区分		基準値
全連続炉	新設炉		0.1
	既設炉	旧ガイドライン 適用炉	0.5
		旧ガイドライン 非適用炉	1
		準連続炉	1
バッチ炉	既設炉	連続運転	1
		間欠運転	5

- ・ 広域化計画、焼却灰・飛灰の無害化处理、最終処分場における飛散防止、浸出水の処理の推進

(3) 対策のフォローアップ

定期的な排出濃度測定（原則年1回）義務付けと、測定結果の公表。対策の見直し。

(4) 対策効果の見込み

対策実施により、ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量を以下のとおり削減。

- 5年後 86%削減
- 10年後 98%削減
- 20年後 ほぼ100%削減

図 4-3-2 新ガイドラインの概要

表 4-3-6 焼却施設に係る構造基準・維持管理基準

焼却施設の構造基準			
外気と遮断された状態で定量ずつ連続的に廃棄物を燃焼室に投入できる供給装置の設置 次の要件を備えた燃焼室の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼ガスが800 以上の状態で滞留時間が2秒以上 ・ 外気と遮断 ・ 助燃装置の設置 ・ 燃焼に必要な空気を供給できる装置の設置 燃焼ガスを概ね200 以下に冷却できる冷却設備の設置 ばいじんを除去する高度の機能を有する排ガス処理設備の設置 燃焼ガス及び排ガス中に一酸化炭素濃度の連続測定、記録のための装置 ばいじんを焼却灰と分離して排出・貯留できる設備の設置			
焼却施設の維持管理基準			
燃焼室の廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと 燃焼室中の燃焼ガス温度を800 以上に保つこと 焼却灰の熱しゃく減量を10%以下にすること 運転開始時には炉温を速やかに上昇させ、運転停止時には炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くすこと 集じん器に流入する燃焼ガス温度を概ね200 以下に冷却すること 冷却設備に堆積したばいじんを除去すること 排ガス中の一酸化炭素濃度を100ppm以下とすること 排ガス中のダイオキシン濃度を次の基準以下にすること			
(ng-TEQ/Nm ³)			
処理能力	新設炉	既設炉	
		H13.1.15 ~H14.11.30	H14.12.1~
4 t / h以上	0.1	80	1
2 ~ 4 t / h	1		5
2 t / h未満	5		10

5 . 大気汚染防止法

昭和 43 年 6 月に大気汚染物質対策として、ばい煙や粉じんの排出規制などを定めた「大気汚染防止法」が公布された。平成 9 年 8 月 29 日には、「大気汚染防止法附則第 9 項の規定に基づく指定物質抑制基準」としてごみ焼却施設に係るダイオキシン類の許容限度が定められた。大気汚染防止法に基づく指定物質抑制基準は、廃棄物処理法施行規則におけるごみ焼却施設の維持管理基準のダイオキシン濃度基準と同じである。

6. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

ダイオキシン類対策特別措置法施行令におけるごみ焼却施設においては、焼却炉等の運転、点検等作業及び解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露を未然に防止することが重要であることから、平成13年4月に労働安全衛生規則の一部を改正し、ごみ焼却施設におけるダイオキシン類へのばく露防止措置を規定した。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

(1) 特別教育を必要とする業務

焼却炉において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
 廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
 廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

(2) 仕事の範囲の拡大

廃棄物の焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり200kg以上のものに限定）に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

(3) ダイオキシン類の濃度及び含有量の測定

作業を開始する前に、当該作業に関する設備の内部に付着したものに含まれるダイオキシン類の含有量の測定しなければならない。また、6月以内ごとに一回、定期的に、当該作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。

(4) 付着物の除去

(1)の に規定する解体等の業務に係る作業を行うときは、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含むものを除去した後に作業を行わなければならない。

(5) ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化

(1)の と にかかわる作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとしなければならない。

(6) 保護具

作業を行う際には、(3)によるダイオキシン類の濃度及び含有量の測定の結果に応じて、作業従事者に保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用させなければならない。また、作業従事者は保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

(7) 作業指揮者

作業を行う際には、指揮者を定め、事業の指揮とともに(4)～(6)の措置が規定に適合して講じられているかどうかについて点検させなければならない。

(8) 特別の教育

事業者は、作業従事者に対し、次の科目について特別の教育を行わなければならない。

ダイオキシン類の有害性
 作業の方法及び事故の場合の措置
 作業開始時の設備の点検
 保護具の使用方法
 その他ダイオキシン類のばく露防止に関し必要な事項

図 4-3-3 労働安全衛生規則改正の概要

7. 安全衛生特別教育規定

労働安全衛生規則の一部改正に伴い、安全衛生特別教育規定も一部改正し、平成13年6月1日から適用されている。改定されたのは、廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育の学科教育の内容について、つまり、前項(6)の図内(8)特別教育の ~ の詳細についてである。

表 4-3-7 安全衛生特別教育規定の改正内容

科目	範囲	時間
ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	1時間
作業の方法及び事故の場合の措置	作業の手順 ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置 作業環境改善の方法 洗身及び身体等の清潔の保持の方法 事故時の措置	1.5時間
作業開始時の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	0.5時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、洗浄方法使用方法及び保守点検の方法	1時間
その他ダイオキシン類のばく露防止に関し必要な事項	法、令及び安衛則中の関係条項 ダイオキシン類のばく露を防止するため当該業務について必要な事項	0.5時間

8. 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

改正後の労働安全衛生規則に規定された事項を踏まえ、事業者が構すべき基本的な措置を示し、労働者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図ることを目的として「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」が出された。

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の概要

(1) 作業の分類

対象となるダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーPCBであり、対象となる作業は、廃棄物の焼却施設において行われる廃棄物焼却施設内作業のことであり、「運転、点検等作業」と「解体作業」に分けられる。

運転、点検等作業・・・ 廃棄物の焼却施設におけるばいじん及び焼却灰
その他の燃え殻の取り扱いの業務に係る作業
廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、
集じん機等の設備の保守点検等の業務に係る作業
解体作業・・・ 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の
設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰
その他の燃え殻の取り扱いの業務にかかわる作業

(2) ばく露防止対策

特別教育 作業指揮者の選任 発散源の湿潤化 健康管理 就業上の配慮
保護具の管理・選定 休憩室使用の留意事項 喫煙等の禁止

(3) 「運転、点検等作業」において講ずべき措置

安全衛生管理体制の確立
空気中のダイオキシン類濃度の測定

(4) 「解体作業」において講ずべき措置

管理事業者の受託事業者への対象施設の情報提供
安全管理体制の確立
空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング
解体作業の計画の届出
解体方法の選択・・・管理区域毎の解体方法及び使用機材を規定
付着物除去作業の実施
作業場所の分離・養生
周辺環境への対応

図 4-3-4 ダイオキシン曝露防止対策の概要